

ノンイミグランド-Oビザ

(タイ王国で正規就労する外国人の配偶者/二十歳未満の扶養家族)

※新型コロナウイルスによる入国制限の措置が実施されている期間の申請時に必要な書類※

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

※ 申請に必要な書類はビザ申請日から1ヶ月以内に発行されたものとなります。ただし、タイ側の会社登記簿本は6ヶ月以内発行されたもの。

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 旅券：データ面（顔写真のある面）コピー
3. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf)
4. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
5. ビザ発行を要請する就労者の日本側の会社／雇用主発行の推薦状 原本
※署名者の旅券のコピーを添付すること

(就労者が現地採用で就職した場合は、身元保証書 原本および身元保証人の旅券のデータ面（顔写真のある面）コピー もしくは身元保証人の直筆署名入りの運転免許証の裏表コピーが必要)
(http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/guarantee_letter.pdf)
6. ビザ発行を要請する就労者のタイ側の会社／雇用主発行の招聘状 原本
※署名者の旅券のコピーを添付すること

※推薦状および招聘状は会社のレターヘッドのある用紙を使用し申請者名・申請者と就労者の続柄・就労者名・就労者の入社年月日・役職名・業務内容・月給・タイでの雇用期間、入国日・滞在期間・ビザの種類を記載し、社印の捺印 および代表者(サイン権保有者)の直筆署名が必要。タイ側の招聘状の署名者はタイ商務省発行の登記簿謄本に記名のある者。

※招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請の際に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出すること
7. タイの雇用会社／教育機関の登記簿謄本（原本 もしくは全ページに社印の捺印および代表者の直筆署名があるコピー。署名者は、タイ商務省発行の登記簿謄本に記名のある者）
8. 就労者と申請者の家族関係を証明する公的書類（戸籍謄本等）原本
9. 就労者の有効な旅券のデータ面（顔写真のある面）および入国管理局発行の有効な滞在許可もしくは有効なノンイミグランド-B/IBのコピー
10. 就労者の有効な労働許可証、またはタイ労働省発行のForm WP3
(https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/alien_en/df172270ff13dbee9ce60cc34f9b698d.pdf)、または Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT) もしくはタイ投資委員会 (BOI) が発行した証明書 のコピー
11. 航空券 (E チケット) または航空会社発行の予約確認書コピー（申請者名、便名、タイ入国日が記載したもの）

日本国籍以外の申請者が必要な追加書類：

1. 在留カードのコピー：3ヶ月以上の残存有効期間があるもの
更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーを提出する必要があります。
2. ビザ申請用紙（および写真）が3枚以上必要な国籍
アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
3. ビザ申請用紙（および写真）が4枚以上必要な国籍
ナイジェリア、イラン

注意事項：

書類上に記載された入国日に必ず入国すること